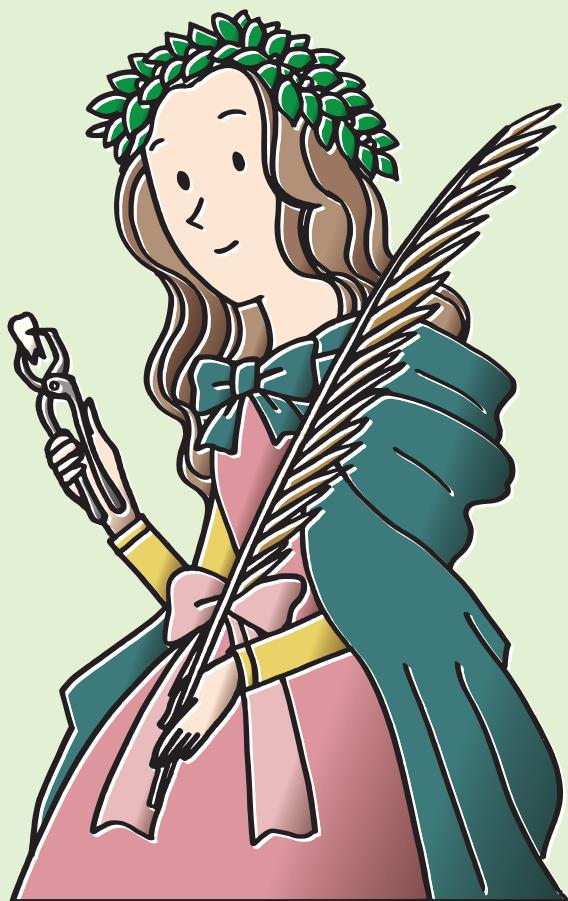


新しい 歯科衛生士のために

2025年



一般財団法人 口腔保健協会

会員急増中

Dental Hygienist Circle

登録期限なし!
年会費無料!

※発行!!
DHサークル

デンタルハイジニストサークルに
登録しませんか?

歯科医療の向上発展に寄与できるよう、臨床の情報や新しい歯科器材の情報をお届けしたいと考え、
2015年にデンタルハイジニストサークルを立ち上げました。
デンタルハイジニストサークルでは、さまざまな特典をご提供しています。

特典内容

- DHサークル専用サイト**
サイト内にある無料の製品の使い方 one point 動画や冊子はいつでも見放題、患者説明用ツールやPOPなどは無料でダウンロードできます!
- メールNEWS**
新製品やセミナー情報をお届け



製品の使い方 one point動画

お申込み方法

二次元バーコードから、ご登録ください。
後日、「会員番号&DHサークル専用サイトの
ユーザー名・パスワード」がメールで届きます。

登録は
こちらから!



※迷惑メール設定などにより、
松風から配信する「登録完了メール」
が届かない場合の責任は一切負いません。

“いま、いちばん読まれている”

歯科衛生士の臨床を総合的にバックアップする **ビジュアル専門誌!**

デンタルハイジーン

デンタルハイジーンと、
新しいあなたに出会いにゆこう!

予防、歯周治療、口腔ケア、医院力アップのためのチームアプローチといった臨床の情報から、仕事のやりがいやライフスタイルをテーマとした話題まで、どのページを開いても歯科衛生士のあなたを応援するコンテンツが満載です!

2025年
購読料

B5判/96頁/カラー

〈通常号〉定価1,760円(本体1,600円+税10%)

〈別冊〉定価3,960円(本体3,600円+税10%)

『デンタルハイジーン』を
あなたのチェアサイドに!



新人歯科衛生士・歯科助手

ポケットマニュアル 第2版

江澤庸博 著

『新人歯科衛生士・デンタルスタッフポケットマニュアル』の改訂新版!!

歯科医院に勤務して間もない新人歯科衛生士・歯科助手などデンタルスタッフのバイブル!

■ 新書判/264頁/カラー ■ 定価3,740円(本体 3,400円+税10%)



デンタルハイジーンBOOKS 対話形式でわかる!

歯科医院で伝えたい栄養のこと

手塚文栄 編著

歯科医院での食事指導ってどんなことするの? 歯科衛生士に必要な栄養の知識は? 歯科衛生士ができる食事指導について、対話形式で分かりやすくまとめました!

■ A5判/136頁/2色刷り ■ 定価 3,960円(本体 3,600円+税10%)



デンタルハイジーン 別冊

一番やさしいSRP レッスン&アプローチ

小森朋栄・塩浦有紀・筋野真紀・遠山麻以子・熊谷靖司 編著

“超臨床的スキルアップテキスト”! SRPを6つのステップに分解し、一つひとつの操作をくわしく解説。SRPスキルのセルフチェックに有用です。

■ AB判/144頁/カラー ■ 定価 3,850円(本体 3,500円+税10%)



医歯薬出版株式会社

〒113-8612 東京都文京区本駒込1-7-10 TEL03-5395-7630 FAX03-5395-7633

<https://www.ishiyaku.co.jp/>

2025 年

新しい歯科衛生士のために

法規解釈, 業務要覧

表紙 —— 聖アポローニア。アポローニアはキリスト教に殉じ、歯の神様としてあがめられている。
(参照 市来英雄：歯の聖女アポローニア，一般財団法人 口腔保健協会)

一般財団法人 口腔保健協会

推薦のことば

歯科衛生士養成課程を卒業される皆様方に心からお慶び申し上げます。

これから、歯科衛生士として歯科医師の指示や指導のもとに、歯科医療機関や公衆衛生の分野で歯科予防処置、歯科診療補助および歯科保健指導等の業務に従事されることとなります。

厚生労働省としては、皆様方が、国民に対し、安全で安心な歯科保健医療を提供できるように、患者の立場に立つて業務を行うと共に、日々、技能の向上に努め、歯科衛生士の資格を有する社会人として立派に成長されることを期待しております。

歯科衛生士の業務は、関連する法令等に基づき行われるものであるため、免許の申請をはじめ種々の手続きを行うことが必要とされています。したがって、これらの諸手続に関する知識を身に付けることも、歯科衛生士としてとても大切なことです。

本書は、一般財団法人口腔保健協会のご尽力により、歯科衛生士として必要とされる法令等の諸規則を簡潔にまとめたものです。

皆様方が本書に目を通し、歯科衛生士と社会との繋がりを十分認識したうえで業務に就かれるとともに、必要に応じて本書を手引書として活用されることを願う次第です。

令和6年12月

厚生労働省医政局歯科保健課長

小 嶺 祐 子

序にかえて

ご卒業おめでとうございます。

皆さんは、これまでに習得した知識・技術をもとに歯科衛生士国家試験に合格後、免許を取得して実務に就かれますが、その資格や職務には法律で定められた規則とそれに伴う手続きがあります。

皆さんの歯科衛生士としての国家資格や職責の範囲、また歯科衛生士となるために必要な諸手続きなど、当面、皆さんが戸惑われないための手引きとして、ここに最新情報をお届けいたします。

歯科衛生士としてのスタート時における諸手続きについては、今日では一般財団法人 歯科医療振興財団がワンストップサービスを提供していますので、それほど困ることはないかもしれません。他方、規則等については都度に改定されますので、必要なときにQRコードから当サイトにアクセスしていただきたいと思います。

歯科界は、これからの皆さんの活躍に大きな期待を寄せています。今後のためめ精進を期待し、ご発展を祈念いたします。

なお、当サイトの維持・改編にあたりましては、厚生労働省医政局歯科保健課、一般財団法人 歯科医療振興財団、ならびに東京都福祉保健局より格別のご助力をいただいております。ここに感謝申し上げます。

2025年2月

一般財団法人 口腔保健協会
理事長 須田 英明

目 次

序 説

歯科衛生士法の成立と経過	1
法律制定の趣旨	1
法の目的	3
歯科衛生士の定義	4

各 説

歯科衛生士の身分

免許および登録	6
免許申請の手続き	6
免許の欠格条件	8
免許に関する登録事項	8
登録事項の変更	9
登録の抹消	10
免許証の書換え交付	11
免許証の再交付	11
厚生労働大臣の裁量による免許の取消し	12
免許の取消し後の再免許	12
届出義務	13
指定登録機関	14

試 験

試験の実施	15
受験資格	15
出願の手続き	16
試験の範囲および科目	18

合格証書	18
試験の厳正保持	18
指定試験機関	19

業 務

歯科衛生士の業務	20
診療補助行為の解釈	21
歯科保健指導の解釈	23
歯科衛生士法の一部改正の施行について（通知）	25
業務上知り得た秘密を守る義務	27
歯科衛生士の業務記録	28

附 則	29
-----	----

参照 書式

就業歯科衛生士数，就業場所・都道府県別	46
---------------------	----

凡 例

本書の記載には次の略語を使用した
 知事－都道府県知事の略
 法——歯科衛生士法の略
 規則－歯科衛生士法施行規則の略
 試験－歯科衛生士試験の略
 免許－歯科衛生士免許の略
 免許証－歯科衛生士免許証の略

序 説

■ 歯科衛生士法の成立と経過

歯科衛生士法は昭和23年7月30日(法律第204号)をもって公布され、その後昭和30年8月16日および平成元年6月28日に改正された。当初立法の契機は昭和21年4月占領下において連合軍司令部の要請により、歯科教育審議会が設置され、歯科教育、歯科医療等について、きわめて広範囲にわたる新施策の審議が行われた。その際に歯科衛生士に関する制度を研究することも論議答申され、これに基づき、昭和23年歯科医師法等の国会提案に機を同じくして、本法も急拠政府提出案をもって国会に提案され、成立・公布されたのである。

本法は、かくのごとく突如として制定されたのであるが、本法制定以前においては、従来歯科予防に関する技術者は、歯科医師以外に存在せず、したがって、新制度の発足以後数年間は、当時の国情として止むを得ない事情ではあったが、この法律の運営については、言語に絶する困難に直面したのであった。その後法律改正等により、本制度が社会の要求に合致するように改善もあり、ようやく今日のような盛大に赴く情勢に至っている。

■ 法律制定の趣旨

わが国における歯科疾患の罹患状況は、きわめて高率を示し、国民の多くがこれに冒されている。

従来、歯科疾患の防止対策としては専ら歯科医師を養成して、歯科診療業務に従事していたが、歯科疾患の発生を歯科診療のみで防止することは

望めないことから、これを予防することが必要であることはいうまでもない。

当時（昭和23年）、歯科医療に従事する歯科医師は人口約3,000人に1人の割合であって、歯科医師はほとんど診療に専念して、予防業務を行う余力をもたない状態であった。このため多数の国民に歯科医療を供給するために、最も効果的な制度が要望され、この制度を設置することになった。

これが当初立法の趣旨であるが、その後昭和30年に行われた法改正の趣旨は、次のとおりである。

まず、改正の主な点は、歯科衛生士が歯科診療の補助に関する行為を行うことにした点である。

従来、歯科診療の補助に関する業務は、保健婦助産婦看護婦法により、看護婦または准看護婦でないと、業としてはできないことになっており、歯科衛生士は、歯科医師の直接指導のもとに、予防のために、歯石を除き、あるいは薬物の塗布等の業務を行うものであり、歯科診療の補助業務はできないことになっていて、現実に非常に不便があるばかりでなく、その教育内容からみても、歯科衛生士は、歯科診療の補助に関して、十分その能力があると考えられたので、これを改正したのである。なお、これに併せて看護婦または准看護婦と同様に、主治の歯科医師の指示があった場合のほか、診療機械を使用し、または医薬品を授与する等、歯科医師が行うのでなければ、衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならないことにしたのである。

さらに、平成元年に大幅な法改正が行われた。

本改正は、高齢化社会の到来に伴う歯科保健医療をめぐる環境の変化に対応するため、歯科衛生士の資質の向上と業務内容の充実を図ることを目的とするものである。

この改正により、従来の知事試験・免許が厚生労働大臣試験・免許に移行するとともに、歯科衛生士の新たな業務として歯科保健指導が追加された。

また、併せてその業務に関し、歯科衛生士以外の者の歯科衛生士という名称の使用禁止（名称独占）および歯科衛生士の業務上知り得た秘密を守る義務が定められた。

なお、保健婦、助産婦、看護婦および准看護婦の名称については、平成13年の法改正により「婦」を「師」と改めることとなった。

また、平成26年6月25日に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、歯科衛生士法の一部が改正され、歯科衛生士の業務実施体制の見直しが行われた。

歯科衛生士が歯科医師による「直接の指導」ではなく、「指導」の下に予防処置を行うこととし、「歯科衛生士は、その業務を行うに当たっては、歯科医師その他の歯科医療関係者と緊密な連携を図り、適切な歯科医療の確保に努めなければならない。」とした。

法第2条第1項の規定中の「女子」を「者」に改め、男子については、附則により同法の規定が準用される現状を改めた。（医政発1023第7号通知参照）

■法の目的

およそ疾病対策の本来の姿は、疾病の発生を未然に防止して、健康の保持増進を図るのでなければならない。疾病治療の目的は、すでに罹患した疾病や欠損を、歯科医術に基づき、その進行を防止し、進んでその回復を

図ることにある。

従来わが国の歯科医師は、余りに多くの疾病の治療に忙殺されて、予防を忘却するがごとき感があったので、かえって予防の重要性が強調されたのであるが、歯科予防と治療は、いずれも国民歯科医療の上で重要なことからであり、要はわが国の歯科衛生の現況を直視して、歯科予防ならびに治療を国民に普及徹底させ、歯科衛生の向上を図ることが肝要である。

本法第1条に「この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もって歯科疾患の予防および口腔衛生の向上を図ることを目的とする」とあり、歯科医師および歯科衛生士は相たずさえて、おのおのその業務をとおして、歯科衛生の向上に寄与することを趣旨としている。

歯科衛生士の定義

歯科衛生士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む）の指導の下に、歯牙および口腔の疾患の予防処置として、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- i 歯牙露出面および正常な歯茎の遊離縁下の付着物や沈着物を機械的操作によって除去すること（法第2条第1項第1号参照）。
- ii 歯牙および口腔に対して薬物を塗布すること（法第2条第1項第2号参照）。

したがって、歯科衛生士は歯科医師の指導のもとに、与えられた歯科予防衛生の業務を行わねばならないのである。

また、歯科衛生士は、保健師助産師看護師法第31条第1項および第32条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる（法第2条第2項参照）。

この規定によって歯科衛生士は、保健師助産師看護師法上看護師や准看

護師にのみ許されている、歯科診療の補助業務を行うことができることになるのである。

歯科衛生士は、上記業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる(法第2条第3項参照)。

この規定は平成元年の法改正により追加されたものである。

歯科保健指導業務は、この法改正前にも保健所に勤務する歯科衛生士を中心に行われていたが、高齢化社会の到来を控え、また、国民の健康に対する関心が高まり、歯科保健指導の重要性が増大していることを踏まえ、歯科衛生士の業務の中に明確に位置付けることによって、国民に対する歯科保健指導サービスの提供の充実が意図されたものである。



各 説

歯科衛生士の身分

免許および登録

歯科衛生士になろうとする者は、歯科衛生士国家試験（以下試験）に合格し、厚生労働大臣の歯科衛生士免許（以下免許）を受けなければならない（[法第3条参照](#)）。

厚生労働大臣の免許は、当事者からの免許の申請により、厚生労働省に備えられた歯科衛生士名簿に登録することにより行われる（[法第5条および第6条第1項参照](#)）。すなわち免許は、厚生労働大臣が歯科衛生士名簿に必要事項を登録したときに、その効果が発生する。そして、厚生労働大臣は免許を与えたときは、歯科衛生士免許証（以下免許証）を交付する（[法第6条第2項参照](#)）。免許証は登録の事実を証明する書面であって、免許証を紛失しても、その資格まで無くなるものではない。しかし、だからといって、それが無用であるというわけではない。なぜなら日常その資格を証明するものは免許証であるからである。

免許申請の手続き

免許を受けるには、申請書に必要な書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

なお、厚生労働大臣は省令で定めるところにより、その指定する者（指定登録機関）に歯科衛生士の登録の実施に関する事務を行わせることがで

きる（法第8条の2参照）。

この規定により、平成3年7月1日から厚生労働大臣が指定した登録機関は、下記財団である。

名称 一般財団法人 歯科医療振興財団

住所 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20

(歯科医師会館内)

TEL 03 (3262) 3381

FAX 03 (3262) 2179

申請に関する書類提出先は全て財団である。

規則第1条の3 免許を受けようとする者は、様式第一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 歯科衛生士国家試験の合格証書の写しまたは合格証明書
- 二 戸籍の謄本もしくは抄本または住民票の写し（日本の国籍を有しない者については、中長期在留者、特別永住者：住民票の写し、短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し）
- 三 視覚、聴覚、音声機能もしくは言語機能もしくは精神の機能の障害または麻薬、大麻もしくはあへんの中毒者であるか否かに関する医師の診断書

（注意、診断書は申請書に添付されているものを使用することが原則であるが、様式外の診断書を使用する場合には所定の診断項目が記載されている必要がある）

- 3 第1項の申請書に合格した試験の施行年月、受験地及び受験番号を記載した場合には、前項第一号の書類の添付を省略することができる。

免許の欠格条件

試験に合格することは、免許に絶対に必要な条件であるから、これなくしては免許は付与されないことはいうまでもない。しかし、それのみでは免許は与えられないのであって、次に該当する者には免許を与えないことがある。

法第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- (1) 罰金以上の刑に処せられた者
- (2) 前号に該当する者を除くほか、歯科衛生士の業務（歯科診療の補助の業務及び歯科衛生士の名称を用いてなす歯科保健指導の業務を含む）に関し犯罪または不正の行為のあった者
- (3) 心身の障害により業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (4) 麻薬、あへんまたは大麻の中毒者

以上各号のいずれかに該当するときは、それぞれ、その程度に応じて厚生労働大臣の裁量により、免許を与えることもあり、また与えないこともある。これを相対的欠格条件という。厚生労働大臣の裁量については、一定の基準により決定を行い、不公平な取扱いは行わない。

免許に関する登録事項

歯科衛生士名簿の登録事項

規則 第2条 歯科衛生士名簿には、次に掲げる事項を登録する。

- 1 登録番号および登録年月日
- 2 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名および生年月日

- 3 試験合格の年月
- 4 免許の取消または業務の停止の処分に関する事項
- 5 再免許の場合には、その旨
- 6 歯科衛生士免許証を書換え交付し、または再交付した場合には、その旨ならびにその理由および年月日
- 7 登録の抹消をした場合には、その旨ならびにその理由および年月日

以上の登録事項を歯科衛生士名簿に登録すると、そのときから免許資格の効果が発生する。したがって、免許の効果は、厚生労働大臣が免許証を本人宛に発送した時、または本人が免許証を手元に受けとった時のいずれでもない。それらは単に免許の効果が発生した後の事務手続きである。

登録事項の変更

規則第3条 歯科衛生士は、前条第2号の登録事項に変更を生じたときは、30日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。

- 2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本または抄本（日本の国籍を有しない者については、中長期在留者、特別永住者：住民票の写し、短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

以上は登録事項中、本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名または生年月日に変更があった場合、たとえば甲県から乙県に本籍地を移転したとき、結婚、養子縁組等により戸籍上の氏名が変更したとき、または戸籍の生年月日に誤りがある場合、その生年月日を訂正したとき等の場合の義務的な手続きである。その場合には、必ず戸籍謄本または抄本を（日本国籍を有しない者については、中長期在留者、特別永住者：住民票の写し、短期在留者：旅券その他の身分を証する書類

の写し)をその証拠として添えることが必要である。

登録の抹消

規則第4条 歯科衛生士名簿の登録の抹消を申請するには、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 歯科衛生士が死亡し、または失踪^{そつ}の宣告を受けたときは、戸籍法による死亡または失踪^{そつ}の届出義務者は、30日以内に、名簿の登録の抹消を申請しなければならない。

規則第7条 歯科衛生士は、名簿の登録の抹消を申請するときは、免許証または免許証明書を厚生労働大臣に返納しなければならない。第4条第2項の規定により名簿の登録の抹消を申請する者についても、同様とする。

2 歯科衛生士は、免許を取り消されたときは、5日以内に、免許証または免許証明書を厚生労働大臣に返納しなければならない。

たとえば、歯科衛生士が自己の都合によって、歯科衛生士の資格を不要であると考えたときは、上記の規定により歯科衛生士名簿の抹消を申請すればよい。また死亡、失踪の場合も同様である。

失踪というのは、一定期間生死不明の者に対し、利害関係者の請求によって裁判所が失踪の宣告を下すことであって、その宣告があれば、その期間が満了と同時に死亡したものとみなされる。

歯科衛生士の免許は個々人に与えられるものであり、かつ本人の申請に基づくものであるから、自己の自由意志により効力を失わせることができる。また死亡、失踪の場合には、その効力を失うことは当然である。

これらの場合には免許証を返納しなければならない。

■免許証の書換え交付

規則第5条 歯科衛生士は、免許証または免許証明書の記載事項に変更が生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。

- 2 前項の申請をするには、申請書に免許証または免許証明書および戸籍の謄本または抄本（日本の国籍を有しない者については、中長期在留者、特別永住者：住民票の写し、短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

たとえば、本籍地都道府県名、氏名、生年月日等免許証の記載事項に変更が生じたときは、上記の規定によって免許証の書換え交付の申請ができる。

■免許証の再交付

規則第6条 歯科衛生士は、免許証または免許証明書を破り、汚し、または失ったときは、免許証の再交付を申請することができる。

- 2 前項の申請をするには、申請書に戸籍の謄本もしくは抄本または住民票の写し（日本の国籍を有しない者については、中長期在留者、特別永住者：住民票の写し、短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 3 第1項の申請をする場合には、手数料として3,100円を国に納めなければならない。

- 4 免許証または免許証明書を破り、または汚した歯科衛生士が第1項の申請をする場合には、申請書にその免許証または免許証明書を添えなければならない。

- 5 歯科衛生士は、免許証の再交付を受けた後、失った免許証または免許証明書を発見したときは、5日以内に、これを厚生労働大臣に返納しな

ればならない。

免許証または免許証明書を破り、汚し、または失ったときは、上記の規定によって再交付の申請ができる。

免許証または免許証明書を破り、または汚した歯科衛生士が申請をする場合には、もとの免許証または免許証明書を同時に返納する必要がある。

■厚生労働大臣の裁量による免許の取消し

法第4条に規定されている、歯科衛生士が罰金以上の刑を課され、業務に関し犯罪、不正の行為があり、または麻薬、あへん、大麻等の中毒者となった場合は、厚生労働大臣は免許を取り消すことがある。この場合には前記同様免許証を厚生労働大臣に返納しなければならない。また、このような場合厚生労働大臣は期間を定めて業務（歯科診療の補助の業務および歯科衛生士の名称を用いてなす歯科保健指導の業務を含む）の停止を命じることがある（法第8条参照）。

もし、この業務停止の命令に違反したときは6カ月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（法第18条第1項参照）。

■免許の取消し後の再免許

前記により免許を取り消された者であっても、その者がその取消の理由となった事項に該当しなくなったとき、その他、その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、あらためて免許を与えることができる。この場合には、新たに歯科衛生士名簿に登録することになる（法第8条第2項参照）。

届出義務

業務に従事する歯科衛生士は、法律の規定により平成2年を初年とする同年以後の2年ごとの各年の12月31日現在における、氏名、住所その他の省令で定める事項を、翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない(法第6条第3項参照)。

従来は紙による届出のみであったが、令和5年1月の届出から、従事先の医療機関等で取りまとめた上で、インターネットによるオンライン届出が可能となった(紙による届出も可能)。なお、医療機関等に勤務しない医療従事者は、紙による届出となる。



この届出の必要な理由は、歯科衛生士は、歯科医師とともに公衆衛生の向上に寄与する重要な役割を持つものであり、したがって現在その業務に従事する者について、常にその実態を把握することは、これらの者の指導監督のために、また衛生行政のうえからもきわめて大切だからである。

なお、この届出義務を怠ると、30万円以下の罰金に処せられる（[法第20条参照](#)）。

指定登録機関

厚生労働大臣は、省令で定めるところにより、その指定する者（指定登録機関）に、歯科衛生士の登録の実施に関する事務を行わせることができる（[法第8条の2第1項参照](#)）と規定されており、平成3年7月1日、一般財団法人 歯科医療振興財団が指定登録機関として、厚生労働大臣の指定を受け、免許の登録事務を行っている。

また、指定登録機関がこのような公的な事務を行う上での公平性を担保するため、役員の選・解任、事業計画、収支予算および登録事務規程についての厚生労働大臣の認可制度のほか、機関の役員・職員の職務上の秘密を守る義務およびそれらの者を刑法の適用上法令により公務に従事する職員として取扱うことなどが定められている。

試 験

試験の実施

法第11条 試験は厚生労働大臣が、毎年少くとも1回これを行う。

試験は厚生労働大臣が、毎年少くとも1回は行うことになっている。試験を実施する期日および場所、願書の提出期限は、あらかじめ、官報で公告することとなっている(規則第12条参照)。

厚生労働大臣は、省令で定めるところにより、その指定する者(指定試験機関)に試験の実施に関する事務(試験事務)を行わせることができる(法第12条の4第1項参照)。この規定により厚生労働大臣が指定した試験機関は下記財団である。

名 称 一般財団法人 歯科医療振興財団

住 所 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20

TEL 03 (3262) 3381

出願に関する書類提出は全て財団である。

受験資格

法第12条 試験は、下記の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 1 文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業した者
- 2 都道府県知事の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者

- 3 外国の歯科衛生士学校を卒業し、または外国において歯科衛生士免許を得た者で、厚生労働大臣が1または2に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると認めたもの

歯科衛生士学校、養成所は、新制高等学校卒業程度の者を入学資格とし、それぞれ歯科衛生士学校養成所指定規則により文部科学大臣または都道府県知事の指定を受けたものである。

出願の手続き

受験者は、受験願書に、次の書類を添えて提出しなければならない（規則第13条参照）。

- 1 法第12条第1号または第2号に該当する者であるときは卒業証明書（注、文部科学大臣または都道府県知事の指定した歯科衛生士学校または養成所を卒業した者の場合）
- 2 法第12条第3号に該当する者であるときは、同号に規定する厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類
- 3 写真（出願前6カ月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのものでその裏面には撮影年月日および氏名を記載すること）

<参照書式>

歯科衛生士国家試験受験願書

フリガナ 氏名				性別	男 — 女	受験番号	※
生年月日	昭和 平成	年	月	日	本籍 (国籍)	都道府県	受験希望地
現住所	都道府県 市郡 区						
	(郵便番号) 電話番号 ()						
養成施設名							
最終学歴	年卒業(見込)						
受験資格 (該当項目に ○印を付けること。)	資格該当項目				添付書類		
	法第12条	第1号該当			・卒業証明書		
		第2号該当					
		第3号該当		・厚生労働大臣の認可を受けたことを証する書類			
連絡先	電話番号 () (内線)						

上記により、歯科衛生士国家試験を受験したいので申し込みます。

令和 年 月 日

一般財団法人 歯科医療振興財団理事長 殿

氏名

●記載については、裏面の記入要領によること。

試験の範囲および科目

法第10条 試験は、歯科衛生士として必要な知識及び技能について、これを行う。

規則第11条 試験の科目は、次のとおりとする。

- 1 人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能，
- 2 歯・口腔の構造と機能，
- 3 疾病の成り立ち及び回復過程の促進，
- 4 歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み，
- 5 歯科衛生士概論，
- 6 臨床歯科医学，
- 7 歯科予防処置論，
- 8 歯科保健指導論，
- 9 歯科診療補助論

以上、試験の実施範囲および内容は、学校、養成所において修得した知識技能について、歯科衛生士として必要な範囲を理解し、歯科衛生士の免許を与える資格があるかどうかを試験するものである。

合格証書

試験に合格した者には、厚生労働大臣から合格証書が交付される。
(規則第14条参照)。

試験の厳正保持

歯科衛生士試験委員は、試験の問題の作成および採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない（法第11条の2第2項参照）。この規定に違反した場合には、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処せられる（法第17条参照）。

また、試験に関して不正行為があった場合には、その不正行為に関係の

ある者について、その受験を停止させ、またはその試験を無効とすることができる。この場合においては、その処分を受けた者について期間を定めて試験を受けることができないものとする事ができる(法第12条の2参照)。

指定試験機関

厚生労働大臣は、省令で定めるところにより、その指定する者(指定試験機関)に、試験の実施に関する事務(試験事務)を行わせることができる(法第12条の4第1項参照)と規定されており、平成3年7月1日、一般財団法人 歯科医療振興財団が指定試験機関として厚生労働大臣の指定を受け、試験事務を行っている。

前に記したように、厚生労働大臣の指定する日の翌日から知事にかかわって厚生労働大臣が試験の実施およびそれに付随する事務を行うこととなっているが、行政簡素化の見地から、実際にはこの規定により指定試験機関が試験事務を行うこととなる。

また、指定試験機関がこのような公的な事務を行う上での公共性を担保するため、指定登録機関と同様の規定が設けられている。

業 務

■ 歯科衛生士の業務

歯科衛生士の業務は、歯科医師の指導の下に行う、歯牙及び口腔の疾患の予防のための歯石等の除去及びフッ素等の薬物の塗布、歯科診療の補助、また、歯科衛生士の名称を用いた歯科保健指導である（[法第2条参照](#)）。

業務のうち、歯科疾患の予防処置として行われる歯石等の除去及び薬物の塗布は、歯科医師が行う場合（[法第13条参照](#)）のほか、歯科衛生士の免許を持たない者が業として行うことは禁止されており、いわゆる業務独占となっている（[法第2条1項参照](#)）。この規定に違反して、歯科衛生士でない者が歯科予防処置を業として行った場合には、1年以下の懲役、若しくは50万円以下の罰金に処せられる（[法第14条参照](#)）。

歯科診療の補助については、保健師助産師看護師法の規定（[法第31条及び第32条](#)）にかかわらず、歯科衛生士は業とすることができる（[法第2条第2項](#)）。この規定に反して、診療の補助を業として行った者は、2年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる（[保助看法第43条参照](#)）。

これに対し、歯科衛生士の名称を用いた、歯科保健指導については、いわゆる名称独占規定により無資格者が行うことは禁止されている（[法第2条第3項参照](#)）。

また、歯科衛生士でない者は、歯科衛生士またはこれに紛らわしい名称を使用してはならないことが規定され（[法第13条の6参照](#)）、違反者には30万円以下の罰金が科せられる（[法第20条2項参照](#)）。

■ 診療補助行為の解釈

歯科衛生士が診療の補助行為として、どの程度の行為を患者に施してよいかについては、世上多くの問題があるようである。歯科衛生士は診療の補助を行うに当たっては、主治の歯科医師の指示があった場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、または医薬品について指示をなし、その他歯科医師が行うのでなければ、衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をすることはさしつかえない（法第13条の2参照）。この規定は、歯科衛生士の業務を制限的に規定しているのであるが、それは歯科衛生士の診療補助は、あくまで主治の歯科医師の指示があったときに限り、歯科医師の診療方針に従って行うものであって、代診行為ではないことを強調しているのである。

たとえば、歯科衛生士が歯科医師の指示によりピンセット、エンジン、洗浄器、注射器その他の歯科医療器具、機械等を用い、また種々の薬品を使用して、歯科診療の補助として患者に種々の処置を行う場合であっても、その行為が歯科医師自ら行うのでなければ、患者に危害を及ぼす危険があると一般的に認定されるような行為であれば、歯科衛生士は行ってはならない。したがって、世上多く論議されているように、単純に洗浄、根管処置、抜歯、抜髄等の行為を、包括的にその可否を論議するのではなく、歯科医師に指示される個々の行為が、患者に危害があるか否かの一般的判断によるのである。ここでいう、一般的判断とは、歯科医師、歯科衛生士の独断的判断ではなく一般通念（専門的通念を含む）をいうのであって、それには、現在の一般的な歯科衛生士の教育知識、技能の程度、歯科医療技術の患者に及ぼす影響等を、一般通念的により考慮して、歯科衛生士が行う範囲を判断する必要がある。たとえば、齶窩の洗浄等にしても、仮にその行

為がきわめて簡単な場合でも、患歯の症状によって、歯科医師が細心の注意のもとに行わねば病勢が悪化すると考えられるような場合には、歯科医師自ら行うのでなければ患者に危害を及ぼすことがある。また、一般的に抜歯切開等の手術にわたる行為は行ってはならないと考えられる。なお、歯科衛生士の補助行為に関し具体的事例として法的な疑義が発生した場合は、その適法なりや否やの判定は行政庁である厚生労働省が行い、さらに最終判決は裁判所がこれをするのである。

また、この歯科診療の補助業務の解釈について県からの具体的な事例をあげての照会に対して、厚生労働省から次のような回答が出されているので参考までに掲げておく。

- (1) 歯科衛生士が業としてエックス線を人体に照射することは、診療放射線技師法違反である。
- (2) 歯科衛生士が歯科診療の補助として行うことができる業務については、その知識および技術に応じておのずから一定の限界があるが、口腔内に触れ得ないとする解釈はやや狭きに失したものと考えられる。
- (3) ちょう薬、仮封、仮封剤の除去、裏装剤のちょう布、マトリックス装着除去、充てん剤のてんそく、充てん物の研磨、きよう正装置の除去は、主治の歯科医師の指示があつた場合はできる。
- (4) インレー、冠の装着はできない。

歯科衛生士がその業務としてできるとされた行為であっても、その患者の症状や医療環境等によって、歯科医師が細心の注意の下に行わなければ病状の悪化等危害を生ずるおそれのあるような場合には、歯科医師が自ら行うべきであつて、主治の歯科医師の指示が必要な理由もここにある。

看護師、准看護師の行う診療の補助業務については、その長い歴史によって、社会的な慣行と認識がおおむね成り立っているが、歯科衛生士の場

合は、その歴史がなお浅いために、歯科医師、歯科衛生士のいずれもこのことについての経験も少なく、混乱を生ずる憂いもないとはいえないが、法の精神を十分に理解して誤りのないよう良い慣行を育成することが望ましい。このためにお互いの信頼と理解が必要であることはいうまでもない。

なお、本規定のただし書きで、臨時応急の手当をすることはさしつかえないとしてあるが、たとえば、歯科医師が不在のときに急を要する患者が来院した場合、もし可能であれば、電話等によりその歯科医師に連絡して指示を求め、それが不可能なときは、他の歯科医師に依頼する等、できる限り歯科医師の指示を得るよう心掛けることは当然である。

本ただし書きは、それらのことが不可能である場合で、臨時応急のとき、歯科医師の指示があれば通常行うことのできる業務の範囲で、歯科医師の指示を受けずに行うことを認めたものである。

歯科衛生士が、この法第13条の2の規定に違反したときは、6カ月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処せられる(または併科される)([法第18条第1項第2号参照](#))。

■ 歯科保健指導の解釈

歯科保健指導については前に述べたように国民に対する歯科保健指導サービスの充実を意図し、新たに歯科衛生士の業務に追加されたものであり、本来歯科衛生士が歯科疾患の予防を専門とする職種として設けられている趣旨を考えあわせれば、まさに、各歯科衛生士は、積極的に本業務を推進することによって国民歯科保健の向上に資することが必要である。ただし、本業務を行うに当たっては以下の点に十分に留意する必要がある。

まず、歯科医師または医師はその患者の保健指導について第一義的な責

任を有している（[歯科医師法第22条および医師法第23条参照](#)）ことから、歯科衛生士の歯科保健指導の対象者に主治の歯科医師または医師がいる場合には、歯科衛生士がその主治の歯科医師または医師の治療方針にそった療養上の指導を行うために、歯科衛生士は主治の歯科医師または医師の指示を受けなければならない（[法第13条の3参照](#)）。この規定に違反して、歯科衛生士が主治の歯科医師または医師がいるにもかかわらず、その指示を受けずに歯科保健指導を行った場合には、6カ月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処せられる（または併科される）（[法第18条第1項第2号参照](#)）。

また、保健所は、地方における公衆衛生の向上および増進を目的とし、歯科衛生に関する指導およびこれに必要な事業を行うこととされているため（[保健所法第2条第8号参照](#)）、歯科衛生士は保健所の長の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

ここで、保健所の長の指示と主治の歯科医師または医師の指示の優先関係が問題となるが、一般に保健所の長の指示は、国や都道府県の保健衛生行政の施策に基づく公衆衛生上の包括的指示が多いのに対して、主治の歯科医師または医師の指示は、個々の患者の病状等に着目した個別的な指示であることから、万一保健所の長の指示と主治の歯科医師または医師の指示とが、異なった場合には、歯科衛生士は主治の歯科医師または医師の指示に従わなければならない（[法第13条の4参照](#)）。

なお、この規定に違反して、歯科衛生士が、保健所の長の指示を受けたにもかかわらずその指示に従わずに歯科保健指導を行った場合には、6カ月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処せられる（または併科される）（[法第18条第1項第2号参照](#)）。

■ 歯科衛生士法の一部改正の施行について（通知）

医政発 1023 第 7 号 平成 26 年 10 月 23 日

平成 26 年 6 月 25 日に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）により、歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号。以下「法」という。）が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。

改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者に対する周知等その円滑な施行について御配慮を願いたい。

記

第一 改正の趣旨

歯科衛生士は、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として、歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去することや歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること（以下「予防処置」という。）を業として行うことができるとされているが、これを行う際には、「歯科医師の直接の指導」の下に行うことが必要とされている。

このように「歯科医師の直接の指導」が必要とされているため、歯科衛生士が予防処置を行う際には、歯科医師がその場に常に立ち会うことが必要であると解されているが、歯科医師の確保が困難な地域においては、保健所や市町村保健センター等が、フッ化物塗布を行うことが困難となっている等の支障が生じている。

一方、歯科衛生士学校及び歯科衛生士養成所の修業年限は、法の制定当時（昭和 23 年）は 1 年とされていたが、昭和 58 年度に 2 年、平成 16 年度

に3年へ変更されており、歯科衛生士の資質向上が図られているところである。

これらのことを踏まえ、歯科衛生士が予防処置を行う場合に、引き続き、歯科医師の指導の下で行われる必要があるが、歯科医師の判断により、「歯科医師の指導」の形態として、歯科医師の常時の立会いまでは要しないこととした。

なお、歯科衛生士が業務を行うに当たり、歯科医師等の歯科医療関係者と緊密な連携を図ることが必要不可欠であることから、その旨の規定を新たに追加することとした。

さらに、法第2条第1項において、歯科衛生士は、予防処置を行うことを業とする「女子」と定義され、法附則第2項において、同様の業務を行う「男子」についても、法の規定を準用するものとされていたが、歯科衛生士の定義において男女の区別をなくすこととした。

第二 改正の内容

- 1 歯科衛生士が予防処置を実施する際には、歯科医師の指導の下に行うこととし、「直接の」指導までは要しないこととしたこと。(法第2条第1項関係)
- 2 歯科衛生士が業務を行うに当たり、歯科医師その他の歯科医療関係者との緊密な連携を図り、適正な歯科医療の確保に努めなければならないこととしたこと。(法第13条の5関係)
- 3 歯科衛生士の定義における「女子」を「者」に改正するとともに、附則第2項の「男子」への準用規定を削除することとしたこと。(法第2条第1項、附則第2項関係)

第三 留意事項

- 1 第二の1の予防処置に係る改正規定は、法第2条第1項に規定する予

防処置に係るものであり、この改正により、同条第2項に規定する歯科診療の補助（以下「歯科診療の補助」という。）及び同条第3項に規定する歯科保健指導（以下「歯科保健指導」という。）の取扱いに変更が生じるものではないことから、法第13条の2及び第13条の3に規定する歯科医師と歯科衛生士との関係に変更が生じるものではないこと。

- 2 歯科衛生士が予防処置と同様の内容の行為を行う場合であっても、歯科疾患を有する者に対して当該行為を実施する場合は、歯科診療の補助に該当し、歯科医師の指示の下に行われる必要があるため、特に、歯科衛生士が病院や介護施設等において業務に従事する場合には留意が必要であること。

歯科衛生士は、歯科保健指導を行う場合において、法第13条の3の規定を遵守した上で、歯科医療機関にあつては主治の歯科医師と、病院や介護施設等にあつては協力歯科医療機関の歯科医師又は主治の歯科医師等との緊密な連携を図るよう努める必要があること。

- 3 第二の2に係る改正規定は、歯科医師以外の者が歯科衛生士に指導又は指示を行うために設けられたものではないこと。

■業務上知り得た秘密を守る義務

歯科衛生士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。歯科衛生士でなくなった後においても同様とする（法第13条の5参照）。歯科衛生士がみだりに患者等の秘密を漏らした場合、患者等との信頼関係が損われ、ひいては適正な医療サービスの提供に困難を生ずるおそれがあるので、患者のプライバシー保護の観点から、患者の承諾等正当な理由がある場合以外には、患者等の秘密を守らなければならない

法的な義務を歯科衛生士に課したものである。

また、歯科衛生士が、免許の取消しを受け、または登録の抹消を行うことにより歯科衛生士でなくなった後においても、その者は患者等の秘密を守るべき義務をなお有するものである。

なお、この規定に違反して患者等の秘密を漏らした場合には、50万円以下の罰金に処せられる(法第19条第1項参照)。

■ 歯科衛生士の業務記録

歯科衛生士は、その業務を行った場合には、その記録を作成して、3年間これを保存しなければならないことが規定されている(規則第18条参照)。

この記録は、単にその業務を行ったことの記録にとどまらず、さらに進んで、今後の健康管理や処置の上でも、あるいは医療事故等に関しても重要な資料となるので、常に正確に記載しておくことが必要である。

この記録に書かなければならない事項やその書式については特に規定されていないが、少なくとも次のような事項を記載することが望ましい。

- (1) 処置を受けた者の住所、氏名、性別、年齢
- (2) 口腔衛生^{くわう}状態
- (3) 処置の内容
- (4) 処置の年月日
- (5) 直接指導または指示をした歯科医師の氏名
- (6) 歯科衛生士の氏名

口腔衛生^{くわう}状態については、歯科衛生士の立場から観察した状況を記載することになるが、特に歯垢や歯石の沈着状況あるいは歯口清掃の状態(歯磨習慣や方法等も含めて)等が必要である。

附 則

■ 免許申請に必要な書類

- (1) 免許申請書（一般財団法人 歯科医療振興財団で配布した申請書用紙を必ず使用して下さい。）
- (2) 歯科衛生士国家試験（以下「試験」という。）の合格証書の写し（ただし、申請書に合格した試験の施行年月、受験地及び受験番号を記載した場合は、上記の書類の添付を省略することができる。）
- (3) 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。以下同じ。）日本の国籍を持たない者は、中長期在留者、特別永住者：住民票の写し、短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写しをつけて下さい（発行の日6カ月以内のもの）。
- (4) 診断書
視覚、聴覚、音声・言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書で、所定の診断書用紙を使用して下さい（発行の日から1カ月以内のもの）。
- (5) 国家試験合格後1年以上経過した場合は、現在まで歯科衛生士業務に従事していない旨の申述書（様式は任意）をつけて下さい。

免許申請書の書き方

- (1) 記載にあたっては2枚複写ですので、黒のボールペンで所定の欄内に強く記入して下さい。該当する不動文字を○で囲み、※印の部分は記入しないで下さい。数字は右側につめて記入して下さい。

例 「

	1	3
--	---	---

 」

- (2) 文字はかい書で正確に記入して下さい。ただし、氏名は戸籍に記載されている文字を用いて下さい。また、氏名については記名押印又は署名のいずれかにより記載して下さい。旧姓または通称名の記載を希望の場合は、該当する欄に記入して下さい。
- (3) 日本の国籍を持たない者は、本籍地に国籍を、生年月日については西暦で記入して下さい。
- (4) 住所欄は都道府県名から番地までと、マンション・アパート名、○○棟○○号室まで記入して下さい。
- (5) 受験地コード欄、本籍地コード欄は、下記により該当する番号を記入して下さい。

都道府県コード

01 北海道	02 青森県	03 岩手県	04 宮城県	05 秋田県
06 山形県	07 福島県	08 茨城県	09 栃木県	10 群馬県
11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県
16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県
21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県
26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県
31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県
36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県
41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県
46 鹿児島県	47 沖縄県	48 韓国	49 朝鮮	50 中国
51 ベトナム	52 その他			

登録免許税の納め方

登録免許税として9,000円分の収入印紙を、申請書の収入印紙欄に貼って下さい（収入印紙は絶対に消印しないで下さい）。領収証書の場合は、申請書を記載後1枚目の裏面に貼って下さい。

免許の申請に係る手数料の納め方

手数料として4,750円を一般財団法人 歯科医療振興財団所定の払込書用紙により、郵便局又は銀行に振込み「郵便振替払込受付証明書」を、申請書記載後1枚目の裏面に貼って下さい。

免許申請書の提出方法

免許申請書、診断書、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（日本の国籍を持たない者は、中長期在留者、特別永住者：住民票の写し、短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し）の順にそろえ、免許証送付用宛名用紙に住所・氏名を記入のうえ、一般財団法人 歯科医療振興財団所定の封筒に入れて、書留で郵送して下さい。

申請先及び問合わせ先

免許申請書の提出先及び問合わせ先については、次のところをお願いします。

一般財団法人 歯科医療振興財団

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20

電話 03-3262-3381

◎ 免許証がお手元に届くまで日数がかかるため「登録済証明書」を発行しますので、所定のはがきに85円切手を貼り、表面に受取先の住所（郵便番号も書いて下さい）及び氏名を書いて、免許申請時に提出して下さい。

また、はがきの裏面は氏名のみ記入（戸籍の文字で）し、その他の欄は一般財団法人 歯科医療振興財団において記入しますので何も書かないで下さい。



<参照書式>

記入 不要	登録番号
	登録年月日

取 入 印 紙 欄 (収入印紙は消印しないでください)		
--------------------------------	--	--

ホチキス位置

様式第一号(第一条の三関係)

歯科衛生士免許申請書

平成 令和	年	月	施行第	回	歯科衛生士国家試験合格	受験地	受験番号	受験地コード
----------	---	---	-----	---	-------------	-----	------	--------

- 罰金以上の刑に処せられたことの有無。(有の場合、その罰、刑及び刑の確定年月日)
有・無 _____
- 歯科衛生士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。(有の場合、違反の事実及び年月日)
有・無 _____
- 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。(有の場合、出願時の本籍又は氏名)
有・無 _____
- 旧姓併記の希望の有無。
有・無 _____
- 過去に歯科衛生士免許を有していたことの有無。(有の場合、登録番号)
有・無 _____

上記により歯科衛生士免許を申請します。

令和 年 月 日

本籍地コード	
本 籍 (国 籍)	都 道 府 県

電 話 番 号	()
---------	-----

住 所	〒 都 道 府 県
-----	-----------

ふりがな	(氏)	(名)
氏 名		
	(旧姓)	
通 称 名		

性 別	男
	女

生 年 月 日	昭 和 平 成 西 暦	年	月	日
---------	-------------------	---	---	---

受 付 印

一般財団法人
歯科医療振興財団

理 事 長 殿

■ 名簿訂正・免許証（免許証明書）書換え交付申請に必要な書類等

- (1) 名簿訂正・免許証（免許証明書）書換え交付申請書
（一般財団法人 歯科医療振興財団で配布する申請書用紙を使用して下さい。）
- (2) 戸籍の謄本又は抄本
日本の国籍を持たない者は、中長期在留者、特別永住者：住民票の写し、短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写しをつけて下さい。
- (3) 免許証明書又は免許証
- (4) 遅延理由書
（戸籍に変更を生じてから30日を超えている場合は添付して下さい。）
- (5) 収入印紙（1,000円分）
- (6) 手数料の郵便振替払込受付証明書

■ 名簿訂正・免許証書換え交付申請書の書き方

- (1) 記載にあたっては2枚複写ですので、黒のボールペンを用いてかい書ではっきり強く書いて下さい。
該当する不動文字を○で囲み、※印欄は記入しないで下さい。
数字は右側につめて記入して下さい。例

		1	2	3	4
--	--	---	---	---	---

氏名の文字は戸籍に記載されている文字を用いて記入して下さい。
- (2) 登録都道府県名欄は、厚生労働大臣交付の免許証の場合は記入しないで下さい。都道府県知事交付の免許証の場合は、発行都道府県名

を記入して下さい。

(3) 変更を生じた事項の記入

「変更前」の欄は添付する免許証の本籍・氏名・生年月日を記入して下さい。

「変更後」の欄は変更があった事項のみ記入して下さい。

氏名については変更前・変更後ともにふりがなをつけて下さい。

日本国籍を持たない者は、本籍欄に国籍を、生年月日は西暦で記入して下さい。

旧姓使用を希望の場合は、旧姓欄に記入して下さい。

- 戸籍の謄本又は抄本は、訂正事項の変更経過が記載されているものを添付して下さい。

変更が2回以上ある場合は、変更前から変更後（第1回）、変更後（第2回）の記入順に、変更経過の順を追って明らかにできる戸籍抄本（謄本）又は除籍抄本（謄本）が必要です。

- 免許証明書又は免許証は、折って添付して下さい。
- 遅延理由書は、変更後30日の提出期限を超えている場合には遅れた理由を正しく書き、必ず添付して下さい。
- 変更に係る登録免許税として、1,000円の収入印紙を申請書の収入印紙欄に貼って下さい。なお、収入印紙は絶対消印は押さないで下さい。
- 手数料として2,850円を所定の払込書用紙により、郵便局又は銀行に振り込み、「郵便振替払込受付証明書」を申請書記入後に1枚目裏面の貼付欄に貼って下さい。

提出方法

名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付申請書, 戸籍謄本又は抄本(外国籍の場合は中長期在留者, 特別永住者: 住民票の写し, 短期在留者: 旅券その他の身分を証する書類の写し), 遅延理由書(提出期限が過ぎている場合), 免許証明書又は免許証の順にそろえて下さい。

免許証送付用宛名用紙に住所・氏名を記入し同封して下さい。

歯科衛生士免許証が出来上がるまでに時間がかかりますので, 登録番号等が早急に必要の方は申請書に同封の登録済証明書(ハガキ)に85円切手を貼り, 表に住所氏名, 裏に氏名(戸籍の文字)を記入し, 申請書に添えてお送り下さい。

以上を一般財団法人 歯科医療振興財団所定の封筒に入れ書留で郵送して下さい。

申請先及び問合わせ先

申請書の提出先及び問合わせ先については, 次のところをお願いいたします。

一般財団法人 歯科医療振興財団

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20

電話 03-3262-3381

< 参照書式 >

記入不要	登録番号	
	訂正書換え 交付年月日	

取 入 印 紙 欄
 (取入印紙は消印しないでください)

※印紙×設置

様式第二号 (第三条、第五条関係)

歯科衛生士名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付申請書

登録番号	第						号	登録年月日	昭和 平成 令和		年		月		日
------	---	--	--	--	--	--	---	-------	----------------	--	---	--	---	--	---

登録都道府県名		都道府県		※コード番号	
---------	--	------	--	--------	--

変更を生じた事項

	変 更 前		変 更 後 (第 1 回)		変 更 後 (第 2 回)	
※コード番号						
本 (国 籍)	都道府県		都道府県		都道府県	
ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏 名						
	(旧姓)		(旧姓)		(旧姓)	
旧姓併記の希望	有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無	
通 称 名						
生 年 月 日	昭和 平成 令和 西暦		年	昭和 平成 令和 西暦		年
		月	日		月	日

変更の理由		※	※						
-------	--	---	---	--	--	--	--	--	--

上記により歯科衛生士名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付を申請します。 令和 年 月 日

電話番号	()
住 所	〒 都道府県
氏 名	

受 付 印

一般財団法人
歯科医療振興財団
理 事 長 殿

※印の欄は記載しないこと。

名簿登録抹消申請に必要な書類

- (1) 名簿登録抹消申請書（一般財団法人 歯科医療振興財団で配布した申請書用紙を必ず使用して下さい。）
- (2) 戸籍抄(謄)本，死亡診断書，死体検案書，失踪宣告書等の該当するもの（外国人登録者は市区町村長の発行する閉鎖証明書）
- (3) 免許証明書又は免許証
- (4) 提出期限（30日以内）を過ぎている時は，別紙遅延理由書を添付して下さい。

名簿登録抹消申請書の書き方

- (1) 記載にあたっては，黒のボールペンで所定の欄内に記入して下さい。該当する不動文字を○で囲み，※印の部分は記入しないで下さい。数字は右側につめて記入して下さい。

例 「

	1	3
--	---	---

」

- (2) 文字はかい書で正確に記入して下さい。
ただし，氏名は戸籍に記載されている文字を用いて記入して下さい。
- (3) 登録都道府県名欄は，厚生労働大臣交付の免許証の場合は記入しないで下さい。都道府県知事交付の免許証の場合は，発行都道府県名を記入して下さい。
- (4) 日本の国籍を持たない者は，本籍欄に国籍を，生年月日については西暦で記入して下さい。
- (5) 住所欄は都道府県名から番地までと，マンション・アパート名，○○棟○○号室まで記入して下さい。

■名簿登録抹消申請書の提出方法

名簿登録抹消申請書、戸籍抄(謄)本(外国人登録者は、市区町村長の発行する閉鎖証明書)、死亡診断書(死体検案、失踪宣告に該当する場合はその書類)、免許証明書又は免許証、遅延理由書(提出期限が過ぎている場合)の順にそろえ、一般財団法人 歯科医療振興財団所定の封筒に入れて書留で郵送して下さい。

■申請先及び問合わせ先

申請書の提出先及び問合わせ先については、次のところをお願いいたします。

一般財団法人 歯科医療振興財団

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20

電話 03-3262-3381

<参照書式>

※ 抹消年月日												歯科衛生士名簿登録抹消申請書																				
登録番号第													号	登録年月日	昭和					年	月				日	平成						
登録都道府県名												都道府県																				
※コード番号														本籍												都道府県						
(国籍)												都道府県																				
ふりがな	(氏)											(名)																				
氏名																																
生年月日	大正													昭和													年	月				日
抹消理由の 生じた年月日	平成													令和													年	月				日
コード番号														抹消理由	死亡・失踪・その他																	



様式第三号
(第四条関係)

上記により歯科衛生士名簿の登録を抹消されたく免許証明書
及び関係書類を添えて申請します。
令和 年 月 日

住所													
氏名												続柄	

一般財団法人
歯科医療振興財団
理事長 殿

※印の欄は記載しないこと。

※財団受付印

■再交付申請に必要な書類

- (1) 歯科衛生士免許証再交付申請書
(一般財団法人 歯科医療振興財団で配布した申請書用紙を必ず使用して下さい。)
- (2) (破った・汚した場合) 免許証明書又は免許証
- (3) (失った場合) 亡失申し立て書及び戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票(本籍記載のものに限る)
(日本の国籍を持たない者は、中長期在留者、特別永住者：住民票の写し、短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し)

■再交付申請書の書き方

- (1) 記載にあたっては2枚複写ですので、黒のボールペンで所定の欄内に強く記入して下さい。該当する不動文字を○で囲み、※印の部分は記入しないで下さい。数字は右側につめて記入して下さい。
例 「

	1	3
--	---	---

」
- (2) 文字はかい書で正確に記入して下さい。
ただし、氏名は戸籍に記載されている文字を用いて記入して下さい。
- (3) 登録都道府県名欄は、厚生労働大臣交付の免許証の場合は記入しないで下さい。都道府県知事交付の免許証の場合は、発行都道府県名を記入して下さい。
- (4) 日本の国籍を持たない者は、本籍欄に国籍を、生年月日については西暦で記入して下さい。

- (5) 住所欄は都道府県名から番地までと、マンション・アパート名、
〇〇棟〇〇号室まで記入して下さい。

都道府県コード

01 北海道	02 青森県	03 岩手県	04 宮城県	05 秋田県
06 山形県	07 福島県	08 茨城県	09 栃木県	10 群馬県
11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県
16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県
21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県
26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県
31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県
36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県
41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県
46 鹿児島県	47 沖縄県	48 韓国	49 朝鮮	50 中国
51 ベトナム	52 その他			

- (6) 本籍地コード欄は、下記により該当する番号を記入して下さい。

再交付申請に係る手数料の納め方

手数料として、3,100円を一般財団法人 歯科医療振興財団所定の払込書用紙により、郵便局又は銀行に振込み「郵便振替払込受付証明書」を、申請書記載後1枚目の裏面に貼って下さい。

免許証再交付申請書の提出方法

免許証再交付申請書、免許証明書又は免許証(都道府県知事発行のもの)、

亡失申し立て書、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の順にそろえ、免許証送付用宛名用紙に住所・氏名を記入のうえ、一般財団法人 歯科医療振興財団所定の封筒に入れて、書留で郵送して下さい。

歯科衛生士免許証が出来上がるまでに時間がかかりますので、登録番号等が早急に必要の方は申請書に同封の登録済証明書（ハガキ）に85円切手を貼り、表に住所氏名、裏に氏名（戸籍の文字）を記入し、申請書に添えてお送り下さい。

■申請先及び問い合わせ先

申請書の提出先及び問い合わせ先については、次のところをお願いいたします。

一般財団法人 歯科医療振興財団

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20

電話 03-3262-3381

注：手数料等については今後、変更の予定があります。

< 参照書式 >

ホチキス位置

記入不要	登録番号	
	再交付年月日	

様式第四号（第六条関係）

歯科衛生士免許証（免許証明書）再交付申請書

登録番号	第					号	登録年月日	昭和			年			月			日	
登録都道府県名	都道府県		※コード番号															
※コード番号																		
本籍（国籍）	都道府県																	
ふりがな	(氏)																(名)	
氏名																		
	(旧姓)																	
通称名																		
生年月日	昭和			年			月			日	※							
免許取得資格	昭和			年			月			施行	第			回	都道府県			歯科衛生士試験合格

上記の歯科衛生士免許証（免許証明書）を（破った・汚した・失った）ので関係書類を添えて免許証（免許証明書）の再交付を申請します。

令和 年 月 日

電話番号	()																
住所	〒 都道府県																
氏名																	

受付印

一般財団法人
歯科医療振興財団

理事長 殿

※印の欄は記載しないこと。



就業歯科衛生士数、就業場所・都道府県別 令和4年(2022年)末現在

	就 業 場 所												
	総数	保健所	都道府県	市区町村	病院	診療所	介護老人保健施設	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	居宅介護支援事業所	その他	歯科衛生士学校又は養成所	事業所	その他
全国	145183	707	91	1987	7460	130806	521	445	124	221	1768	309	685
北海道	6501	37	1	101	326	5879	17	12	23	8	53	4	39
青森	916	—	3	6	43	829	4	5	—	4	10	4	7
岩手	1104	5	1	37	93	927	10	6	2	3	11	—	8
宮城	2286	7	2	55	125	2063	9	6	3	2	13	1	—
秋田	1067	4	1	9	40	983	10	4	3	4	6	3	—
山形	1221	1	—	6	72	1098	2	12	1	1	7	3	18
福島	1660	15	3	41	135	1392	10	14	2	4	11	7	24
茨城	2603	1	2	49	113	2381	6	11	2	1	20	5	9
栃木	1992	1	1	15	96	1832	2	1	2	5	19	4	13
群馬	2351	7	3	36	126	2099	12	9	3	1	33	3	18
埼玉	4438	17	6	70	270	3882	36	13	—	—	93	5	46
千葉	5931	43	9	236	328	5187	10	5	4	2	86	5	12
東京都	15832	176	20	248	778	13826	51	28	3	6	512	109	70
神奈川	9453	115	4	116	429	8439	19	29	7	14	218	26	37
新潟	2840	3	3	75	224	2380	12	31	3	7	46	11	45
富山	1177	7	2	17	56	1050	5	7	7	5	5	1	15
石川	1154	—	—	6	60	1060	—	2	—	1	8	—	17
福井	734	1	—	3	48	662	3	4	2	2	4	4	—
山梨	1089	—	2	2	29	1039	5	—	2	1	7	—	2
長野	2725	21	1	65	240	2314	19	7	2	14	19	3	20
岐阜	3139	15	2	62	133	2827	12	20	1	2	23	2	37
静岡	4326	8	1	116	190	3843	40	27	9	14	47	6	13
愛知	7794	19	1	162	353	7133	9	10	2	9	76	15	4
三重	2187	—	2	10	88	2035	4	4	4	9	19	2	10
滋賀	1519	12	—	22	87	1371	6	4	1	6	7	3	—

	就 業 場 所												
	総 数	保健所	都道府県	市区町村	病 院	診 療 所	介護老人保健施設	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	居宅介護支援事業所	その他	歯科衛生士学校又は養成所	事業所	その他
京都府	2603	—	1	31	149	2345	17	2	1	4	23	9	18
大阪府	10699	4	—	117	518	9913	22	8	2	3	77	24	11
兵庫	6841	53	7	20	309	6302	11	12	1	7	88	2	28
奈良	1675	5	—	10	89	1538	12	13	—	—	6	1	1
和歌山	1044	2	1	5	47	960	9	12	1	—	3	—	4
鳥 取	844	7	1	1	34	750	12	8	1	4	6	—	19
島 根	928	3	—	14	68	785	8	11	5	15	7	10	—
岡 山	2961	20	—	5	179	2713	4	11	4	8	10	—	7
広 島	4051	7	—	30	224	3689	12	15	2	4	25	4	38
山 口	1651	4	—	7	93	1522	2	2	—	8	8	1	2
徳 島	1315	4	—	3	60	1201	7	8	1	2	22	2	5
香 川	1711	2	—	5	81	1587	7	4	1	7	10	—	4
愛 媛	1678	8	1	11	76	1550	8	8	—	9	—	2	5
高 知	1014	8	1	14	42	920	2	—	3	2	6	2	13
福 岡	7255	15	3	45	321	6758	11	13	1	10	40	17	19
佐 賀	1300	1	1	4	54	1225	2	3	—	1	8	1	—
長 崎	2284	3	1	32	124	2070	12	6	4	2	19	3	6
熊 本	2677	1	3	41	175	2386	13	12	5	3	20	—	16
大 分	1620	8	—	4	74	1481	18	14	1	5	8	1	5
宮 崎	1529	2	1	—	37	1463	4	4	—	1	9	2	4
鹿児島	2060	30	—	19	88	1888	9	4	2	—	10	1	9
沖 縄	1404	5	—	4	136	1229	6	4	1	1	10	1	7

資料：令和4年（2022年）厚生労働省「衛生行政報告例」

<協 賛>

医歯薬出版株式会社
株式会社 松風

(50音順)

2025年2月 発行

編集・発行 一般財団法人 口腔保健協会

〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル

電話 (03) 3947-8301

Fax (03) 3947-8073

(非売品)

医療安全のための 事例と対策

田村清美 編著

前作『インシデントの事例と対策』の
ベースを保ちつつ大幅改定、
新たに構築した一冊です！

医療機関にとって医療安全は最優先課題です。日頃の医療安全に対する一人ひとりの意識やチーム全体での取り組み方によって、インシデント・アクシデントは防ぐことができます。

本書前半では医療安全と感染対策について解説、後半ではインシデント事例と対策、また関連知識を解説したQ&Aを掲載し、医療安全を多角的に深められるように工夫をいたしました。

医療安全のさらなる普及に、ふとした時にページをめくっていただきたい一冊です。



■ B5判 / 196ページ
■ 定価 3,850円 (本体 3,500円 + 税)
／送料 350円
■ ISBN978-4-89605-393-7

CONTENTS

第1章 医療安全とは

- 01 医療安全への取り組み / 医療安全の動向
- 02 歯科における医療安全管理

第2章 感染対策の基礎知識

- 01 感染予防策と感染経路別予防策
- 02 歯科診療における感染対策

第3章 インシデント事例と対策と知っておくべき知識

- 01 考えられるインシデントとその防止対策
- 02 事例と対策 Q&A

第4章 チーム医療の実践

- 01 診療の安全と質を向上させるチーム医療
- 02 職業満足度を高めるチーム医療連携